

出席停止のお知らせ

以下のような学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の規定により、感染症の拡大を防ぐため、出席停止となります。（出席停止は、欠席にはなりません。）学校感染症は、三種類（第一種～第三種）に分類されています。

第一種は、新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱、ペストなど健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症ですので、治癒し、医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止です。第二種と第三種の種類及び出席停止期間は、下表のとおりです。

第二種（飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

感 染 症	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
結核	医師において登校が認められるまで
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において登校が認められるまで

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

感 染 症	出 席 停 止 期 間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 〔 溶連菌感染症 〕	症状により医師において登校が認められるまで

上記の感染症にかかられた場合は学校を休み、医師の指示に従って、療養してください。

また、上記の基準も参考に、医師の許可が出ましたら、下の登校届に保護者の方が記入押印して登校時に学校に提出してください（医師や医療機関の証明は必要ありません）。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

----- き り と り せ ん -----

令和 年 月 日

学校長様

登 校 届

このたびの出席停止について、医師より登校してよいと許可が下りましたので届け出ます。

感染症名 _____

診察を受けた医療機関名 _____

出席停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 組 児童氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印 _____